

随意契約理由

令和6年(2024年)2月20日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	チャットツール サービス利用
契約内容	チャットツール サービス利用
契約締結日 及び契約期間	令和6年1月31日 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪府貝塚市浜脇4丁目2番22号 株式会社 南大阪電子計算センター
契約金額	1,874,400円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当)</p> <p>本件は、委任状に基づき大阪市町村スマートシティ推進連絡会議が事業者選定した後、当該選定された事業者と本市との間で契約を行うものであり、契約期間を12ヶ月とする新たな契約を結ぶため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行うもの。</p>